

高齢者施設を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

高齢者施設における感染予防について（通知）

高齢者施設の従事者の皆様におかれましては、コロナ禍の厳しい状況が続く中、地域の生活基盤を支えるサービス提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

県内の高齢者施設においては、依然として、施設職員の感染事例が相次いでいる状況ですが、年度末を控え、最近のクラスター発生施設で確認された留意点を下記のとおり整理しましたので、各施設において、改めて職員等への注意喚起をお願いします。

また、先般御案内した「介護従事者である濃厚接触に対する外出自粛要請への対応について(令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか事務連絡)」において、濃厚接触者の待機期間が見直され、高齢者入所施設等の従事者は一定の要件の下、毎日の検査による業務従事が可能とされました。当該検査には既存の社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金を御活用いただけますので御承知下さい。

(担当) 介護保険・施設担当 秋本 (電話) 0857-26-7860

記

(感染予防等に関する注意点)

1 職員の体調管理、家庭内における感染予防の徹底

- ・ 職員の体調管理を徹底し、少しの発熱、喉の違和感、倦怠感など、体調不良時には直ちに出勤を取りやめ、早期に検査を行って下さい。(体調不良のまま、職員が勤務したことにより、施設内で感染拡大したと思われる事例もあり、特に注意が必要です。)
- ・ 家庭内感染に起因する施設での感染事例が発生していることを踏まえ、職員の家庭内における感染予防の再徹底をお願いします。

2 施設内の感染予防の徹底

- ・ 消毒は次亜塩素酸水ではなく、エタノール濃度70%以上の消毒液により適切に実施して下さい。

※一定濃度の次亜塩素酸水が新型コロナウイルスの感染力を一定程度減弱させることが確認されていますが、最近のクラスター発生施設で適切な濃度・用法で消毒されていない例が複数ありました。施設内消毒には取扱いが簡単なエタノール濃度70%以上の消毒液の使用をお願いします。

- ・ 歯ブラシ・コップ等は密接して保管しないで下さい。
- ・ 共有スペースでは、適切な距離の確保又はパーテーションを設置して下さい。

3 PCR検査の早期実施による陽性者把握

- ・ 令和4年3月末まで、「社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金」の制度拡充を行っています。早期検査で陽性者を把握して感染対策を徹底して下さい。

4 施設内の感染拡大防止への備え

- ・ 陽性者確認後は、施設内での感染拡大防止のため、ゾーニングや個人防護具の適切な着脱等が重要です。以下の動画等により、あらかじめその方法等を御確認下さい。

[個人防護具の正しい着脱(日本看護協会)] <https://youtu.be/NVPLpnX6cRM>

[高齢者施設における新型コロナウイルス感染疑い者発生想定対応シミュレーション動画(鳥取県)]

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1239448/tuchi.pdf>